

安心・便利な口座振替のご案内

国民健康保険料の納付は、口座振替が基本です！

☆口座振替をご利用いただきますと、納期限に保険料が口座から自動的に引き落とされ、金融機関等に払い込みに行っていただく必要がなくなり安心で便利です。

手続きは大変簡単です！

- ① 記入例を参考に、被保険者保管用の用紙（複写式）に必要事項を記入してください。
- ② 通帳使用印を押印（1～3枚目）してください。
- ③ 被保険者保管用（1枚目）の用紙をはがすと、封書部分に「のり」がついていますので、2つに折って貼りつけてください。
- ④あとは郵便ポストに入れるだけ！
※他に、口座のある金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）や区役所窓口でも受付できます。
ゆうちょ銀行（郵便局）窓口では受付できません。

この依頼書でお申込みができる金融機関	①全国の、みずほ銀行・りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行 ②大阪市内で取り扱う金融機関 ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫など ③大阪府内で取り扱う金融機関 「大阪市公金収納取扱店」の看板のある金融機関 ④ゆうちょ銀行（郵便局）
振替日	☆毎月末日です。（5月のみ25日） 振替日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。 （12月期分保険料については、翌年1月の第1営業日になります。）
振替の開始の確認	☆お申込み手続きが完了しましたら、区役所から「口座振替・自動払込お取扱い開始のお知らせ」をお送りいたしますので、そこに記載されている開始年月から振替が開始されます。
引き落としの確認	☆口座から引き落としした国民健康保険料の領収証書は発行いたしませんので、預貯金通帳への記帳により毎回の引き落としの確認をしていただくこととなります。
わからない事がある場合	☆お住まいの区の区役所保険年金業務担当までおたずねください。

☆なお、区役所ではキャッシュカードをお持ちいただければ、その場でお手続きが完了します。
お問い合わせ、ご相談は、お住まいの区の区役所（保険年金業務担当）までお願いします。